

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合新ごみ処理施設事業者選定委員会傍聴規程  
(傍聴の手続き)

**第1条** 傍聴を希望する者は、会議開始5分前までに傍聴受付簿に自己の住所、氏名その他必要な事項を記入することにより手続きをするものとする。

2 前項の手続きをした者の人数が会議場の傍聴席数を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。

3 第1項の手続きをした者の人数が会議場の傍聴席数に満たない場合は、会議開始5分前以降も引き続き傍聴の手続きを行うことができるものとする。この場合において、手続を行うことができる人数は、会議場の傍聴席数に満たない人数とする。

(傍聴することができない者)

**第2条** 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類いを携帯している者
- (4) 鉢巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン若しくはヘルメットの類いを着用又は携帯している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(禁止行為)

**第3条** 傍聴席では、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 私語、論談又は拍手などをする事。
- (2) 議事を批評したり、又はこれに可否を表明すること。
- (3) 委員又は係員に質問すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 傍聴席からみだりに離れること。
- (6) 写真や動画を撮影し、又は録音すること。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (7) その他会議の妨害となるような行為をすること。

(報道機関の特例)

**第4条** 報道機関の傍聴の手続きは、第1条の規定にかかわらず報道機関用受付簿

に会社名、担当記者名その他必要な事項を記入することにより手続きをするものとする。

2 報道機関は、第3条第6号の規定にかかわらず、写真や動画を撮影し、又は録音することができる。

(退場命令)

**第5条** 委員長は、前条の規定に違反する者に対しては、退場を命じることができる。

(補則)

**第6条** この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

**附 則**

この規程は、平成29年9月15日から施行する。